

事務連絡
令和4年10月28日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

令和6年度から臨床研修を開始しようとする基幹型臨床研修病院の
指定の申請における医師の働き方改革を踏まえた対応について（周知）

平素より医師臨床研修制度の推進に御尽力を賜りありがとうございます。

さて、令和4年3月31日付けの当室事務連絡「令和5年度開始の臨床研修プログラムにおける医師の働き方改革を踏まえた対応について（周知）」で示したとおり、令和6年度からは、基幹型臨床研修病院及び当該病院の研修プログラムの実施に係る全ての協力型臨床研修病院について、研修プログラムごとに、時間外・休日労働の最大想定時間数（年単位換算）及び過去の時間外・休日労働時間の実績（年単位換算）等を、一覧表にして明示することが必要となります。

については、令和6年度から臨床研修を開始するため今年度に行われる基幹型臨床研修病院の指定の申請においては、別紙（時間外・休日労働の最大想定時間数（年単位換算）及び過去の時間外・休日労働時間の実績（年単位換算）等を記載）も指定申請書の一部となりますので御留意ください。

以上、管下の臨床研修病院に対して改めて周知をお願いします。